

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	町田市 児童福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は児童福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉事務
②事務の概要	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報、戸籍情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報、戸籍情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和6年3月31日終了】
③システムの名称	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【児童手当】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表81の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 【児童扶養手当】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 【特定公的給付】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表135の項 ・(令和3年内閣府・総務省告示第1号) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号(特定公的給付) ・(令和5年デジタル庁・総務省告示第9号) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号(特定公的給付)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【児童手当】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,125,141,161の項 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表106,107の項 ・公金受取口座登録法第2条第2項 【児童扶養手当】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表81,89,90,125,141,155,161の項 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・公金受取口座登録法第2条第2項 【特定公的給付】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・公金受取口座登録法第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども生活部子ども総務課、総務部職員課
②所属長の役職名	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 子ども総務課、総務部職員課 電話:042-724-2139・2143(子ども総務課)、042-724-2142(職員課) FAX:050-3101-8377(子ども総務課)、050-3085-4107(職員課)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3及び4		法令上の根拠欄に主務省令の該当条項を追加	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 5及び8	5①部署 子ども生活部子ども総務課 5②所属長 三橋 薫	5①部署 子ども生活部子ども総務課、総務部職員課 5②所属長 田中 隆志、老沼 正彦	事後	
平成31年2月28日	I 5-②所属長 ⇒ I 5-②所属長の役職名	田中 隆志 、 老沼 正彦	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月16日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月16日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月16日	I 4②法令上の根拠	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)	事後	
令和4年6月20日	I 1②事務の概要	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報および年金情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	事前	
令和4年6月20日	I 4②法令上の根拠		児童手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記 児童扶養手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I 1②事務の概要	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 1②事務の概要		3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 3法令上の根拠		・番号法第9条第1項別表第1の101の項（特定公的給付） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号（特定公的給付）を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 4②法令上の根拠		特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月20日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月20日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年8月21日	I 1②事務の概要		3 特定公的給付 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和6年3月31日終了】を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月21日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号（特定公的給付）を追記	・（令和3年内閣府・総務省告示第1号） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号（特定公的給付）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和5年8月21日	I 3法令上の根拠		・（令和5年デジタル庁・総務省告示第9号） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号（特定公的給付）を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報の保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない
令和6年10月1日	I 関連情報 1 ②事務の概要	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報、戸籍情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報、戸籍情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である 根拠: 町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う追記
令和6年11月1日	IV 11. 優先度が最も高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 判断の根拠: 町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う追記
令和7年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)別表第1の37項(児童扶養手当) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条(児童扶養手当) ・番号法第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当・特例給付) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当・特例給付) ・番号法第9条第1項別表第1の101の項(特定公的給付)	【児童手当】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表81の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 【児童扶養手当】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 【特定公的給付】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項別表135の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	児童手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 公金受取口座登録法第2条第2項 児童扶養手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 公金受取口座登録法第2条第2項 特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条	【児童手当】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,125,141,161の項 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表106,107の項 ・公金受取口座登録法第2条第2項 【児童扶養手当】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表81,89,90,125,141,155,161の項 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・公金受取口座登録法第2条第2項 【特定公的給付】 ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・公金受取口座登録法第10条	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	担当課:総務部 市政情報課	担当課:総務部 法務課	事後	